

# 定 款

三井不動産株式会社

# 三井不動産株式会社定款

1941年 6月26日制定	1971年11月29日改正
1941年 7月24日改正	1973年 5月30日改正
1941年12月19日改正	1975年 5月30日改正
1942年12月18日改正	1975年 6月29日改正
1943年 3月30日改正	1982年 6月29日改正
1944年12月 7日改正	1985年 6月28日改正
1946年 3月 1日改正	1989年 6月29日改正
1949年 3月10日改正	1991年 6月27日改正
1951年 6月28日改正	1992年 6月26日改正
1951年12月25日改正	1994年 6月29日改正
1952年11月28日改正	1995年 6月29日改正
1955年11月29日改正	1998年 6月26日改正
1956年 5月31日改正	2000年 6月29日改正
1957年 5月30日改正	2002年 6月27日改正
1957年11月29日改正	2003年 6月27日改正
1959年 5月30日改正	2004年 6月29日改正
1959年11月30日改正	2005年 6月29日改正
1960年 5月30日改正	2006年 6月29日改正
1961年 5月30日改正	2009年 6月26日改正
1961年11月29日改正	2010年 1月 6日改正
1963年11月29日改正	2017年 4月 1日改正
1967年 5月30日改正	2020年 6月26日改正
1967年11月29日改正	2022年 6月29日改正
1969年11月28日改正	2024年 4月 1日改正

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、三井不動産株式会社と称し、英文では、  
Mitsui Fudosan Co., Ltd. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(目 的)

第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 不動産の取得、所有、処分及び賃借

- (2) 不動産の管理及び利用
- (3) 不動産の売買、その仲介及び鑑定
- (4) 住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売
- (5) 住宅の建設及び販売
- (6) 港湾・河川等の浚渫及び埋立
- (7) 工事の設計、施工、監理及び請負
- (8) ホテル、レストラン、レジャー・流通施設、有料老人ホーム等の所有、貸借及び経営
- (9) 駐車場の経営
- (10) 索道事業の経営
- (11) 発電および電気・熱等の供給
- (12) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (13) 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (14) 警備業法に基づく警備業
- (15) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
- (16) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (17) 有価証券・債権の保有、売買及び仲介並びに管理
- (18) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- (19) 花卉、種苗、蔬菜、果実等の栽培、売買、貯蔵及びその市場の経営
- (20) 乳牛その他動物の飼育、その生産品の加工、貯蔵及び売買

- (21) 衣料品、日用雑貨、煙草、印紙、切手、飲食物の販売
  - (22) 土木建築用資材その他前各号に関連する製品の売買、その仲介及び輸出入
  - (23) 介護保険法による指定居宅介護支援事業及び福祉用具の貸与
  - (24) 居宅介護福祉用具の販売
  - (25) 前各号に附帯関連する事業
- 2 前項の事業を遂行するため必要のあるときは、出資し、融資し、保証し、又は会社の発起人となることができる。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、98億7,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き  
その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを  
株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。  
(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は  
本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨  
時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の  
決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長を置か  
ないとき又は事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順  
序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31  
日とする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主 1  
名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株  
主又は代理人は、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなけれ  
ばならない。

### (決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議 長)

第 17 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長を置かないとき又は事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれに当たる。

### (電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (員 数)

第 19 条 当会社に取締役15名以内を置く。

### (選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役、役付取締役および執行役員等)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

3 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。

4 取締役会は、その決議によって、前項の執行役員のうち会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を定めることができる。

5 取締役会は、その決議によって、グループ執行役員を定め、関係会社の業務を執行させることができる。

6 取締役会は、その決議によって、前項のグループ執行役員のうち、グループ上席執行役員若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員 数)

第28条 当会社に監査役5名以内を置く。

### (選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (監査役会)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(常勤の監査役および常任監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。